

駐車禁止除外指定車標章を掲出して駐車する場合の注意事項

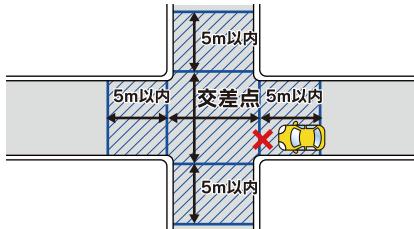
次に掲げる場所や駐車方法では、駐車禁止除外指定車標章を掲出していても、駐(停)車違反等となります。
※図示は一例です。

1 指定・法定の駐停車禁止場所(道路交通法第44条)

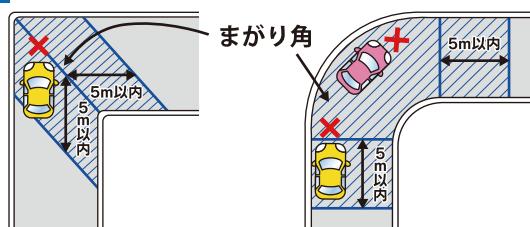
1 「駐停車禁止」の標識がある場所



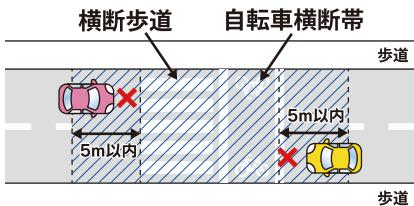
2 交差点及びその側端から5メートル以内の部分



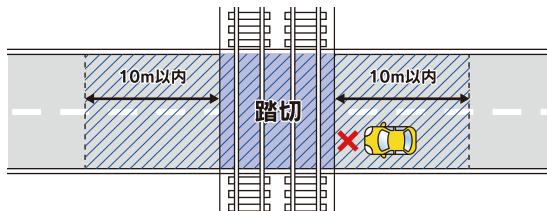
3 道路のまがり角から5メートル以内の部分



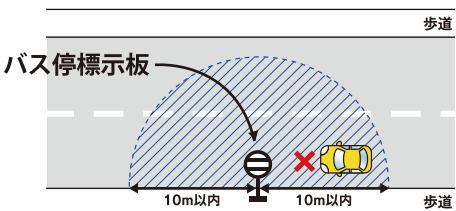
4 横断歩道又は自転車横断帯及びそれらの前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分



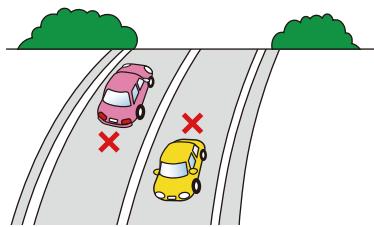
5 踏切及びその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分



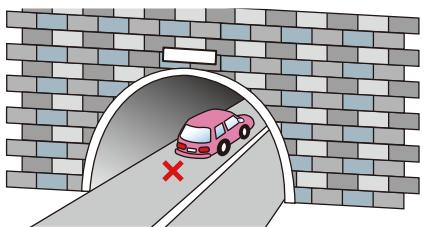
6 バス停の標示板の位置から10メートル以内の部分(運行時間中に限る)



7 坂の頂上付近又は勾配の急な坂



8 トンネル



9 軌道敷内

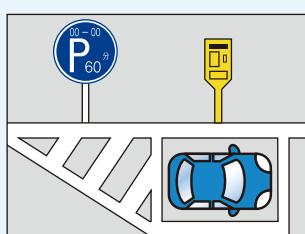
10 安全地帯の左側の部分及びその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

2 時間制限駐車区間(道路交通法第49条の3)

時間制限駐車区間(パーキング・メーターが設置された場所)では、作動手数料を納付しなければ駐車することはできません。※利用時間は60分以内です。

また、駐車枠以外の場所に駐車することもできません。

※高齢運転者等専用時間制限駐車区間については、専用場所駐車標章をお持ちの方しか駐車できません。



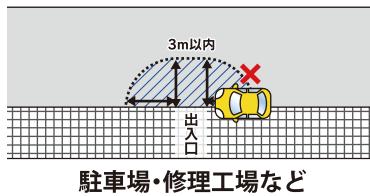
3 高速道路及び自動車専用道路(道路交通法75条の8)

高速道路及び自動車専用道路では、警察官の命令又は危険防止のため一時停止する場合、定められた駐車場で駐車や停車をする場合及び故障などの理由で十分な幅員がある路肩又は路側帯に駐車や停車をする場合等を除き、駐車も停車もできません。

4

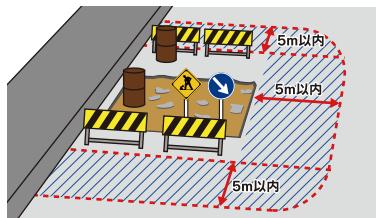
法定の駐車禁止場所(道路交通法第45条)

1 車庫、修理工場などの自動車用出入口から3メートル以内の部分

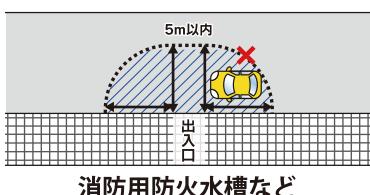


駐車場・修理工場など

2 道路工事区域の側端から5メートル以内の部分

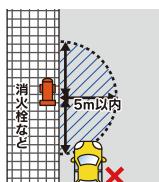


3 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の側端又はその出入口から5メートル以内の部分



消防用防火水槽など

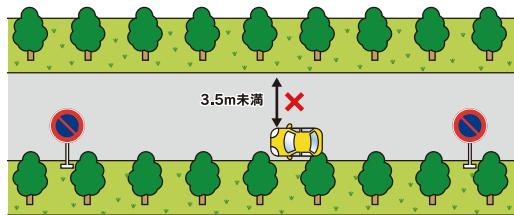
4 消火栓、指定消防水利の標識の位置、消防用防火水槽の吸水口・吸管投入孔から5メートル以内の部分



5 火災報知機から1メートル以内の部分

6 無余地場所駐車となる場所

※ 駐車した時に、車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がとれない場所は駐車できません。



5 停車及び駐車の方法により違反となる場所(道路交通法第47条)

①車道の右側や、歩道の上には駐車できません。 ②路側帯がある場所での駐車方法は次のとおりとなります。



※路側帯の幅が0.75mを超える場合は、路側帯に入って左側に0.75mの余地を空けて駐車しなければなりません。



※路側帯に車両が全部入っても、左側に0.75mを超える余地がある場合は、路側帯の標示に沿って駐車しなければなりません。



※路側帯の幅が0.75m以下の場合は、路側帯を除いた部分の道路の左側端に沿って駐車しなければなりません。

※路側帯とは、歩行者の通行のためのスペースを確保するため、歩道のない道路に道路標示(白線)によって区画された部分を言います。

路側帯の幅が広い場合でも、二本の実線の路側帯及び実線と破線の路側帯のある場所では、路側帯の中に入って駐車することはできません。

歩行者用路側帯



駐停車禁止路側帯



6 保管場所としての道路の使用の禁止等(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条)

- ①道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはいけません。
- ②自動車が道路上の同一の場所に引き続き12時間以上駐車することとなるような行為をしてはいけません。
- ③自動車が夜間(日没時から日出時までの時間)に道路上の同一の場所に引き続き8時間以上駐車することとなるような行為をしてはいけません。

7 他の都道府県において駐車禁止除外指定車標章を使用される場合の注意事項

駐車禁止除外指定車標章を他の都道府県で使用する際は、駐車場所によっては駐車違反になる場合がありますので、使用する都道府県警察にお問い合わせください。

※駐車する際は、駐車しようとする道路の駐車規制や道路形態等を確認し、不明な点があれば最寄りの警察署へお問い合わせください。